

令和3年11月市議会 建設水道委員会資料

第143号議案 長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例

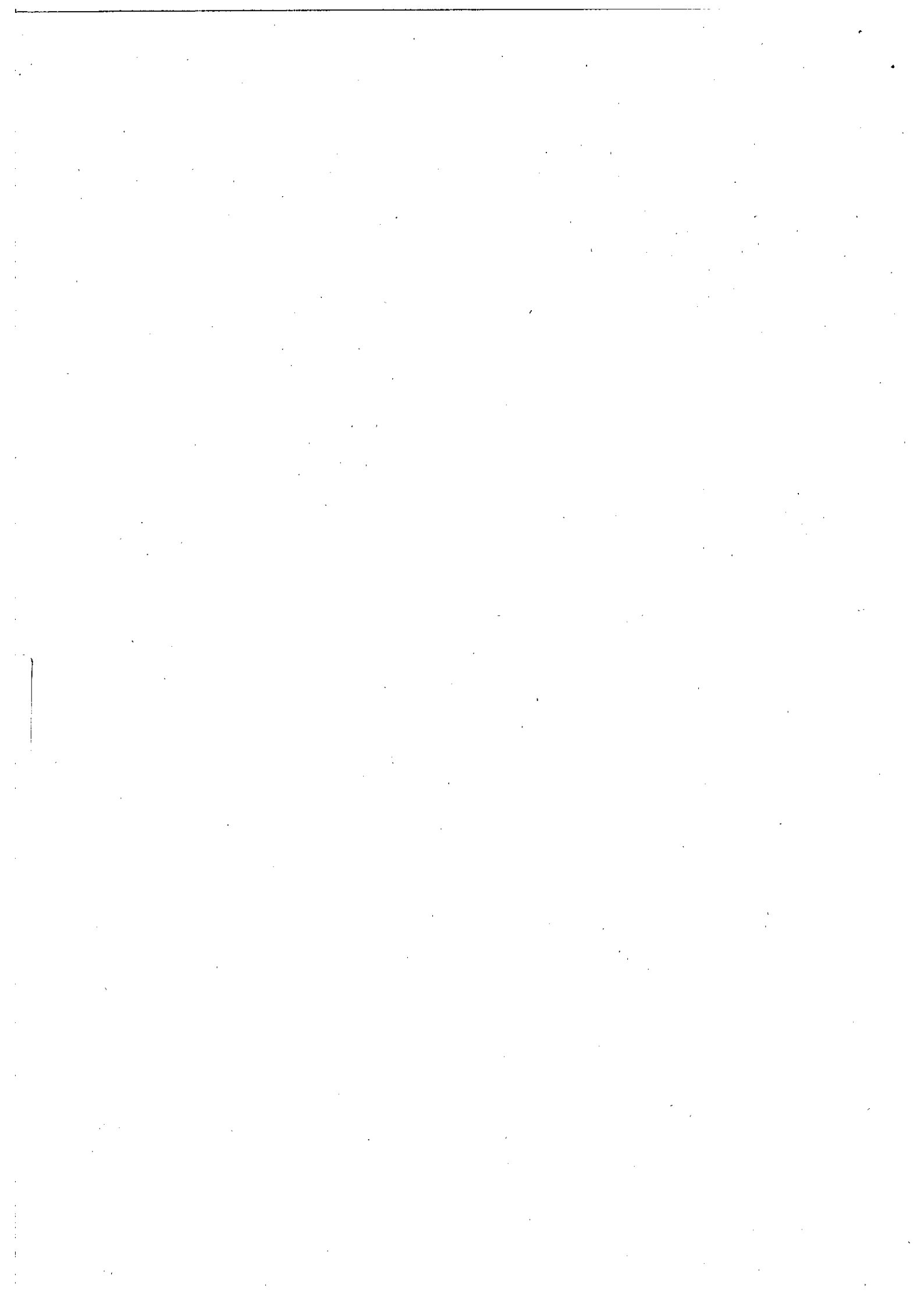
目次

1 改正する条例	1ページ
2 改正概要	1ページ
3 算定方法について	1～3ページ
4 激変緩和措置	3～4ページ
5 占用料等の改正前後の比較	4ページ
6 他の中核市の状況	5ページ
7 占用料単価の推移	5ページ

参考

1 長崎市道路占用料条例 新旧対照表	6～11ページ
2 長崎市都市公園条例 新旧対照表	12～13ページ
3 長崎市準用河川占用料徴収条例 新旧対照表	14～15ページ
4 長崎市都市下水路条例 新旧対照表	16～17ページ
5 長崎市行政財産使用料条例 新旧対照表	18～19ページ
6 長崎市漁港管理条例 新旧対照表	20～23ページ
7 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例 新旧対照表	24～25ページ

土木部
理財部
水産農林部
令和3年11月



長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例について

1 改正する条例

条例名	所管部局
長崎市道路占用料条例	土木部
長崎市都市公園条例	
長崎市準用河川占用料徴収条例	
長崎市都市下水路条例	
長崎市行政財産使用料条例	理財部
長崎市漁港管理条例	水産農林部
長崎市海岸保全区域における 占用料徴収条例	

2 改正概要

(1)改正理由

占用料の算出に用いる、固定資産税評価額について、令和3年度に評価替えが行われたことから、受益者負担の適正化を図るため、占用料の額の改正を行う。

なお、道路占用料を基に、他の占用料等の改正を併せて行う。

(2)激変緩和措置

占用料の改正に伴い、占用料が急騰する物件については、企業の事業計画や市民生活への影響を考慮し、国と同様の経過措置を適用する。

(3)施行予定日

令和4年4月1日

3 算定方法について

占用料は道路使用の対価であり、利用形態が土地の賃貸借と類似しているため、土地の賃料相当額を占用料として徴収することとされている。

(1)占用料の算定式

占用料の額 (円/㎡)

= 道路価格 (円/㎡) × 使用料率 (%/年) × 占用面積 (㎡) × (修正率 (%))

※道路価格・・・令和3年度の長崎市の固定資産税評価額を基に算出

※使用料率・・・地価に対する賃料の割合に相当する率

※修正率・・・道路空間の一部(上空・地下)のみ使用する物件等について占用料を減額するための調整率

単位：(円/㎡)

		前回改定 (H31)	今回の改定
道路価格	商業地目	105,837	128,616
	平均地目	18,826	23,051

商業地目：商業活動が活発な地域に専ら設置されるもの（例：足場、看板等）

平均地目：全国各地に広範に設置されるもの（例：電柱、電線、ガス管等）

(2) 主な占用物件ごとの占用料等（単価）

		道路価格 (円/㎡)	使用料率 (%)	占用面積 (㎡)	修正率	改正前 (円)	改正後 (円)	差額 (改定率)
電柱 (第1種)	現行	18,826	4.84	0.56/本	/	510/本	598/本	88円/本
	今後	23,051	4.64	0.56/本		(年額)	(年額)	(117%)
管路 φ0.2~φ0.3	現行	18,826	4.84	0.3/m	3/10	82/m	96/m	14円/m
	今後	23,051	4.64	0.3/m	3/10	(年額)	(年額)	(117%)
足場	現行	105,837	3.71	占用面積	/	392/㎡	496/㎡	104円/㎡
	今後	128,616	3.86	占用面積		(月額)	(月額)	(126%)
看板	現行	105,837	3.71	占用面積	/	3,926/㎡	4,964/㎡	1,038円/㎡
	今後	128,616	3.86	占用面積		(年額)	(年額)	(126%)

○足場の算出事例 占用面積 13.30㎡ 占用期間 2ヶ月（単位：円）

	改正前	改正後	差額
足場	10,427	13,193	2,766

○足場1社あたりの占用料の比較

企業	年間件数 (件)	改正前 (円)	改正後 (円)	差額 (円)
A社	21	76,426	96,296	19,870
B社	13	20,206	25,459	5,253
C社	11	126,094	158,878	32,874
D社	10	41,697	52,538	10,841
E社	9	31,761	40,018	8,257
F社	6	28,084	35,385	7,301
G社	5	16,681	21,018	4,337

○看板の算出事例 占用面積 3.38 m² (単位：円)

	改正前	改正後	差額
看板	13,269	16,778	3,509

○看板 1 社あたりの占用料の比較 (単位：円)

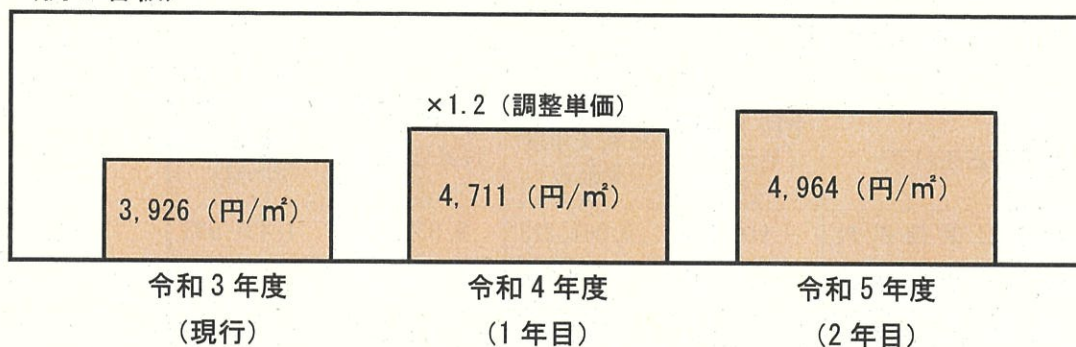
企業	改正前	改正後	差額
A社	179,025	225,571	46,546
B社	159,274	200,685	41,411
C社	150,158	189,199	39,041
D社	134,190	169,079	34,889
E社	133,777	168,559	34,782
F社	104,116	131,186	27,070
G社	99,862	125,826	25,964

4 激変緩和措置

占用料等の改正により、単価が急騰する物件については、占用主体の企業の事業計画、市民生活の影響を考慮し調整を行う。

条例改正後、各占用物件の単価が、前年度の単価に 1.2 を乗じて得た額 (調整占用料) を超える場合は、当該調整占用料とする。

(例：看板)



(占用料の算出例)

足場 占用面積 13.30 m² 占用期間 2 ヶ月 (単位：円)

	3年度	4年度	5年度
単価	392	470	496
足場占用料	10,427	12,502	13,193

看板 占用面積 3.38 m² (単位：円)

	3年度	4年度	5年度
単価	3,926	4,711	4,964
看板占用料	13,269	15,923	16,778

5 占用料等の改正前後の比較

(1) 道路占用料

(単位：円)

占用物件	令和3年度 (見込み) ①	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み) ②	差額 (②-①)
N T T	25,398,000	29,473,593	29,473,593	4,075,593
九州電力	19,397,000	22,854,218	22,854,218	3,457,218
その他通信	7,665,000	8,771,734	8,771,734	1,106,734
ガ ス	28,938,000	33,909,110	33,909,110	4,971,110
足場・仮囲	7,777,000	9,332,400	9,799,020	2,022,020
看 板	5,397,477	6,476,972	6,800,821	1,403,344
そ の 他	3,643,523	4,183,135	4,345,060	701,537
合 計	98,216,000	115,001,162	115,953,556	17,737,556

(2) その他の占用料

(単位：円)

各占用料等	令和3年度 (見込み) ①	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み) ②	差額 (②-①)
都市公園使用料	7,900,994	9,061,225	9,332,977	1,431,983
準用河川占用料	1,165	1,195	1,195	30
都市下水道占用料	509,851	522,981	522,981	13,130
行政財産使用料	1,853,533	2,190,541	2,190,541	337,008
漁港管理占用料	56,660	67,686	67,686	11,026
海岸保全区域占用料	0	0	0	0

6 他の中核市の状況

対象自治体：同規模人口の中核市 15 市

(単位：円)

足場、仮囲い (m ² /月)		
No.	市 名	占用料
1	豊中市	1,100
2	尼崎市	536
3	西宮市	536
4	東大阪市	530
5	柏市	503
6	長崎市	496
7	金沢市	440
8	富山市	440
9	高松市	440
10	倉敷市	430
11	岐阜市	370
12	豊田市	220
13	大分市	220
14	福山市	190
15	宮崎市	180

(単位：円)

第1種電柱 (本/年)		
No.	市 名	占用料
1	西宮市	4,644
2	尼崎市	4,644
3	東大阪市	2,600
4	豊中市	2,200
5	岐阜市	1,800
6	柏市	1,347
7	大分市	1,100
8	金沢市	1,000
9	高松市	1,000
10	富山市	1,000
11	豊田市	990
12	倉敷市	730
13	宮崎市	700
14	長崎市	598
15	福山市	510

7 占用料単価の推移

(単位：円)

占用物件の種類		占用料単価								
		H8~ H20	H21~ H23	H24~ H25	H26~ H30	H31	R2	R3	R4	R5
第1種電柱		1,000	630	560	430	510	510	510	598	598
第1種電話柱		930	560	500	390	455	455	455	534	534
管路	φ0.07m未満	48	24	21	16	19	19	19	22	22
	φ0.2~0.3m	190	100	90	70	82	82	82	96	96
看 板		4,400	2,000	2,000	1,900	2,470	3,211	3,926	4,711	4,964
足 場		440	200	200	190	247	321	392	470	496

参考1 長崎市道路占用料条例 新旧対照表

改正後				改正前			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 510
	第2種電柱		919	第2種電柱			783
	第3種電柱		1,240	第3種電柱			1,056
	第1種電話柱		534	第1種電話柱			455
	第2種電話柱		855	第2種電話柱			728
	第3種電話柱		1,176	第3種電話柱			1,002
	その他の柱類		53	その他の柱類			45
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	5	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル		4
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3	地下に設ける電線その他の線類	につき1年		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	524	路上に設ける変圧器	1個につき1年		446
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	320	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		273
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,069	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		911
	郵便差出箱及び信書便差出箱		449	郵便差出箱及び信書便差出箱			382
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,964	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		3,926
その他のもの	占用面積1平方メートル	1,069	その他のもの	占用面積1平方メートル		911	

				ルにつ き1年					ルにつ き1年					
道路法第 32条第1 項第2号 に掲げる 物件	外径が0.07メートル 未満のもの			長さ1メ ートル	22				道路法第 32条第1 項第2号 に掲げる 物件	外径が0.07メートル 未満のもの			長さ1メ ートル	19
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの			につき1 年	32					外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの			につき1 年	27
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの				48					外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの				41
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの				64					外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの				54
	外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの				96					外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの				82
	外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの				128					外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの				109
	外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの				224					外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの				191
	外径が0.7メートル 以上1メートル未満 のもの				320					外径が0.7メートル 以上1メートル未満 のもの				273
	外径が1メートル以 上のもの				641					外径が1メートル以 上のもの				546
道路法第 32条第1 項第3号 に掲げる 施設	自動 運行 補助 施設	道路 法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自	地下に設 けるもの その他の もの	長さ1メ ートル	3				道路法第 32条第1 項第3号 に掲げる 施設	自動 運行 補助 施設	道路 法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自	地下に設 けるもの その他の もの	長さ1メ ートル	2
				につき1 年	10								につき1 年	9

		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類							
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	855					728
		その上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき	534					455
		他の地下に設けるもの	メートルにつき	320					273
		その他のもの	き1年	1,069					911
		道路法第32条第1項第4号に掲げる施設		1,069					911
	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額					Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額					Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額					Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路		円					円
				2,482					1,963
		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類							
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年						
		その上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき						
		他の地下に設けるもの	メートルにつき						
		その他のもの	き1年						
		道路法第32条第1項第4号に掲げる施設							
	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの						
			階数が2のもの						
			階数が3以上のもの						
		上空に設ける通路							

	地下に設ける通路			1,489		地下に設ける通路			1,177
	その他のもの			1,069		その他のもの			911
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	49	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	39
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	496		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	392
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一子であるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	496	道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一子であるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	392
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,964			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,926
	標識		1本につき1年	855		標識		1本につき1年	728
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		49	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		39
		その他のもの	1本につき1月	496			その他のもの	1本につき1月	392
幕（道路法施行令第7条第4号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一	その面積1平方メートルにつ		49	幕（道路法施行令第7条第4号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一	その面積1平方メートルにつ		39

	る工事用 施設であ るものを 除く。)	時的に設 けるもの	き1日	
		その他の もの	その面 積1平方 メート ルにつ き1月	496
	アーチ	車道を横 断するも の その他の もの	1基につ き1月	4,964
道路法施行令第7条第2号に掲 げる工作物		占用面 積1平方 メート ルにつ き1年	AIに0.033を 乗じて得た 額	
道路法施行令第7条第3号に掲 げる施設		占用面 積1平方 メート ルにつ き1年	AIに0.033を 乗じて得た 額	
道路法施行令第7条第4号に掲 げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占用面 積1平方 メート ルにつ き1月	円 496	
道路法施行令第7条第6号に掲 げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設		占用面 積1平方 メート ルにつ き1月	106	
道路法施 行令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	占用面 積1平方 メート ルにつ き1年	AIに0.016を 乗じて得た 額	
			AIに0.023を 乗じて得た 額	
	その他のもの	AIに0.033を 乗じて得た 額		
道路法施 行令第7 条第9号	建築物		AIに0.016を 乗じて得た 額	

	る工事用 施設であ るものを 除く。)	時的に設 けるもの	き1日	
		その他の もの	その面 積1平方 メート ルにつ き1月	392
	アーチ	車道を横 断するも の その他の もの	1基につ き1月	3,926
道路法施行令第7条第2号に掲 げる工作物		占用面 積1平方 メート ルにつ き1年	AIに0.034を 乗じて得た 額	
道路法施行令第7条第3号に掲 げる施設		占用面 積1平方 メート ルにつ き1年	AIに0.034を 乗じて得た 額	
道路法施行令第7条第4号に掲 げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占用面 積1平方 メート ルにつ き1月	円 392	
道路法施行令第7条第6号に掲 げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設		占用面 積1平方 メート ルにつ き1月	91	
道路法施 行令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	占用面 積1平方 メート ルにつ き1年	AIに0.017を 乗じて得た 額	
			AIに0.024を 乗じて得た 額	
	その他のもの	AIに0.034を 乗じて得た 額		
道路法施 行令第7 条第9号	建築物		AIに0.017を 乗じて得た 額	

に掲げる施設	その他のもの	AIに0.012を乗じて得た額	に掲げる施設	その他のもの	AIに0.012を乗じて得た額
道路法施行令第7条第10号	建築物	AIに0.023を乗じて得た額	道路法施行令第7条第10号	建築物	AIに0.024を乗じて得た額
に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	AIに0.012を乗じて得た額	に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	AIに0.012を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	AIに0.016を乗じて得た額	道路法施行令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	AIに0.017を乗じて得た額
に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	AIに0.023を乗じて得た額	に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	AIに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	AIに0.033を乗じて得た額		その他のもの	AIに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		AIに0.033を乗じて得た額	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		AIに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	AIに0.016を乗じて得た額	道路法施行令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	AIに0.017を乗じて得た額
に掲げる施設	上空に設けるもの	AIに0.023を乗じて得た額	に掲げる施設	上空に設けるもの	AIに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	AIに0.033を乗じて得た額		その他のもの	AIに0.034を乗じて得た額

参考2 長崎市都市公園条例 新旧対照表

改正後				改正前			
占用物件の種類		単位	金額	占用物件の種類		単位	金額
電柱、電線、変圧塔 その他これらに類する 工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598	電柱、電線、変圧塔	第1種電柱	1本につき1年	円 510
	第2種電柱		919	その他これらに類する	第2種電柱		783
	第3種電柱		1,240	工作物	第3種電柱		1,056
	第1種電話柱		534		第1種電話柱		455
	第2種電話柱		855		第2種電話柱		728
	第3種電話柱		1,176		第3種電話柱		1,002
	その他の柱類		53		その他の柱類		45
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類		2
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	524		地上に設ける変圧器	1個につき1年	446
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	320		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	273	
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,069		変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	911	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,069		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	911	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27

	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		48		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		64		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		54
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		96		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		128		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		109
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		224		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		191
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		273
	外径が1メートル以上のもの		641		外径が1メートル以上のもの		546
公衆電話所	1個につき1		1,069	公衆電話所	1個につき1		911
郵便差出箱及び信書便差出箱	年		449	郵便差出箱及び信書便差出箱	年		382
標識	1本につき1年		855	標識	1本につき1年		728
工事用板囲、足場、詰所 その他これらに類するもの及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月		496	工事用板囲、足場、詰所 その他これらに類するもの及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月		392
その他の占用物件			140	その他の占用物件			140

参考3 長崎市準用河川占用料徴収条例 新旧対照表

改正後				改正前			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、電線その他 これらに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598	電柱、電線その他 これらに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	円 510
	第2種電柱		919		第2種電柱		783
	第3種電柱		1,240		第3種電柱		1,056
	第1種電話柱		534		第1種電話柱		455
	第2種電話柱		855		第2種電話柱		728
	第3種電話柱		1,176		第3種電話柱		1,002
	その他の柱類		53		その他の柱類		45
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
水管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22	水管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		54
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上		128		外径が0.3メートル以上		109

	0.4メートル未満のもの				0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		191
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		273
	外径が1メートル以上のもの		641		外径が1メートル以上のもの		546
橋りょう	占有面積1平方メートルにつき1年		55	橋りょう	占有面積1平方メートルにつき1年		55
足場その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月		496	足場その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月		392
その他の物件	占有面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1年		150	その他の物件	占有面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1年		150

参考4 長崎市都市下水路条例 新旧対照表

改正後				改正前				
占用物件		単位	金額	占用物件		単位	金額	
電柱、電線その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円	電柱、電線その他	1本につき1年	円		
			598			510		
	第2種電柱		919	これらに類する工作物		第2種電柱	783	
	第3種電柱		1,240	第3種電柱		1,056		
	第1種電話柱		534	第1種電話柱		455		
	第2種電話柱		855	第2種電話柱		728		
	第3種電話柱		1,176	第3種電話柱		1,002		
	その他の柱類		53	その他の柱類		45		
	共架電線その他		長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他	長さ1メートルにつき1年	4
	上空に設ける線類					上空に設ける線類		
水管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22	水管、ガス管その他	長さ1メートルにつき1年	19		
			32	これらに類する物件		27		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		48	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		41		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		96	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		82		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		128	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		109		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		224	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		191		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		320	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		273		
	外径が0.7メートル未満のもの							
	外径が0.7メートル未満のもの							

	ル以上1メートル未満のもの				ル以上1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		641		外径が1メートル以上のもの		546
橋りよう	占有面積1平方メートルにつき1年		55	橋りよう	占有面積1平方メートルにつき1年		55
足場その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月		496	足場その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月		392
その他の物件	占有面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1年		150	その他の物件	占有面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1年		150

参考5 長崎市行政財産使用料条例 新旧対照表

改正後				改正前			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、 電線、 変圧 塔、公 衆電話 所、郵 便差出 箱その 他これ らに類 する工 作物	第1種電柱	1本につ き1年	円 598	電柱、 電線、	第1種電柱	1本につ き1年	円 510
	第2種電柱		919	変圧	第2種電柱		783
	第3種電柱		1,240	塔、公	第3種電柱		1,056
	第1種電話柱		534	衆電話	第1種電話柱		455
	第2種電話柱		855	所、郵	第2種電話柱		728
	第3種電話柱		1,176	便差出	第3種電話柱		1,002
	その他の柱類		53	箱その	その他の柱類		45
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	5 3	他これ らに類 する工 作物	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	4 2
	地下に設ける電線その他 の線類				地下に設ける電線その他 の線類		
	地上に設ける変圧器	1個につ き1年	524		地上に設ける変圧器	1個につ き1年	446
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	320		地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	273	
変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につ き1年	1,069		変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につ き1年	911	
郵便差出箱及び信書便差 出箱		449		郵便差出箱及び信書便差 出箱		382	
水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メ ートルに つき1年	22	水管、 下水道	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メ ートルに つき1年	19
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		32	管、ガ	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		48	ス管そ の他こ れらに 類する 物件	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		64		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		54
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		96		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		82

外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>128</u>	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>109</u>
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>224</u>	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>191</u>
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>320</u>	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>273</u>
外径が1メートル以上の もの		<u>641</u>	外径が1メートル以上の もの		<u>546</u>

参考6 長崎市漁港管理条例 新旧対照表

改正後				改正前					
別表第2 (第12条関係) 外郭施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の占 用料				別表第2 (第12条関係) 外郭施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の占 用料					
区分		単位	金額	区分		単位	金額		
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所その他 これらに類す る工作物	第1種電柱	1本につき	円	電柱、電線、	第1種電柱	1本につき	円		
	変圧塔、公衆	1年	598	変圧塔、公衆	第1種電柱	1年	510		
			919	電話所その他			第2種電柱	783	
	第3種電柱		1,240	これらに類す	第3種電柱		1,056		
	る工作物	第1種電話柱		534	る工作物	第1種電話柱		455	
		第2種電話柱		855		第2種電話柱		728	
		第3種電話柱		1,176		第3種電話柱		1,002	
		その他の柱類		53		その他の柱類		45	
	共架電線その	長さ1メー トルにつ き1年	5	共架電線その	長さ1メー トルにつ き1年	4			
	他上空に設け			他上空に設け					
る線類			る線類						
地下に設ける		3	地下に設ける		2				
電線その他の			電線その他の						
線類			線類						
変圧塔その他	1個につき	1,069	変圧塔その他	1個につき	911				
これに類する	1年		これに類する	1年					
もの及び公衆			もの及び公衆						
電話所			電話所						
水管、下水道 管、ガス管そ の他これらに 類する物件	外径が0.07メ	長さ1メー トルにつ き1年	22	水管、下水道	外径が0.07メ	長さ1メー トルにつ き1年	19		
	ートル未満の			管、ガス管そ	ートル未満の				
	もの			の他これらに	もの				
	類する物件			32	類する物件		外径が0.07メ		27
	外径が0.07メ				ートル以上				
0.1メートル			0.1メートル						
未満のもの			未満のもの						
外径が0.1メ			48	外径が0.1メ			41		
ートル以上				ートル以上					
0.15メートル				0.15メートル					
未満のもの				未満のもの					
外径が0.15メ			64	外径が0.15メ			54		

	一メートル以上 0.2メートル 未満のもの				一メートル以上 0.2メートル 未満のもの		
	外径が0.2メ ートル以上 0.3メートル 未満のもの		96		外径が0.2メ ートル以上 0.3メートル 未満のもの		82
	外径が0.3メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの		128		外径が0.3メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの		109
	外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの		224		外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの		191
	外径が0.7メ ートル以上1 メートル未満 のもの		320		外径が0.7メ ートル以上1 メートル未満 のもの		273
	外径が1メー ートル以上のも の		641		外径が1メー ートル以上のも の		546
標識	1本につき 1年		855	標識	1本につき 1年		728
その他の目的で占有する場合	占有面積1 平方メー トルにつ き1年	土地の価格 に100分の3 を乗じて得 た額		その他の目的で占有する場合	占有面積1 平方メー トルにつ き1年	土地の価格 に100分の3 を乗じて得 た額	

別表第3 (第13条関係)

区分	単位	金額	
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所その他 これらに類す る工作物	第1種電柱 1本につき	円	
	1年	598	
	第2種電柱	919	
	第3種電柱	1,240	
	第1種電話柱	534	
	第2種電話柱	855	
	第3種電話柱	1,176	
	その他の柱類	53	
	共架電線その他 上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつ き1年	5
	地下に設ける 電線その他の 線類		3
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個につき 1年	1,069	
水管、下水道 管、ガス管そ の他これらに 類する物件	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1メー トルにつ き1年	22
	外径が0.07メ ートル以上 0.1メートル 未満のもの		32
	外径が0.1メ ートル以上 0.15メートル 未満のもの		48
	外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの		64

別表第3 (第13条関係)

区分	単位	金額	
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所その他 これらに類す る工作物	第1種電柱 1本につき	円	
	1年	510	
	第2種電柱	783	
	第3種電柱	1,056	
	第1種電話柱	455	
	第2種電話柱	728	
	第3種電話柱	1,002	
	その他の柱類	45	
	共架電線その他 上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつ き1年	4
	地下に設ける 電線その他の 線類		2
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個につき 1年	911	
水管、下水道 管、ガス管そ の他これらに 類する物件	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1メー トルにつ き1年	19
	外径が0.07メ ートル以上 0.1メートル 未満のもの		27
	外径が0.1メ ートル以上 0.15メートル 未満のもの		41
	外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの		54

	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		96		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		128		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		109
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		224		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		191
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		273
	外径が1メートル以上のもの		641		外径が1メートル以上のもの		546
標識	1本につき 1年		855	標識	1本につき 1年		728
仮設建築物	占用面積1		50	仮設建築物	占用面積1		50
物置場及び物干場	平方メー		25	物置場及び物干場	平方メー		25
棧橋その他これに類するもの	トルにつ き1年		35	棧橋その他これに類するもの	トルにつ き1年		35
漁業（養魚・養殖を含む。）用工作物			10	漁業（養魚・養殖を含む。）用工作物			10
その他の目的で占用する場合			25	その他の目的で占用する場合			25

参考7 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例 新旧対照表

改正後				改正前			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598	電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 510
	第2種電柱		919		第2種電柱		783
	第3種電柱		1,240		第3種電柱		1,056
	第1種電話柱		534		第1種電話柱		455
	第2種電話柱		855		第2種電話柱		728
	第3種電話柱		1,176		第3種電話柱		1,002
	その他の柱類		53		その他の柱類		45
	共架電線その他 上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	共架電線その他 上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	
	地下に設ける電線その他の線類		3	地下に設ける電線その他の線類		2	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,069	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	911	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		54
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		109
	外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの						

	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		191
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		273
	外径が1メートル以上のもの		641		外径が1メートル以上のもの		546
標識	1本につき1年		855	標識	1本につき1年		728
仮設建築物	占有面積1平方		50	仮設建築物	占有面積1平方		50
物置場及び物干場	メートルにつ		25	物置場及び物干場	メートルにつ		25
棧橋その他これに類するもの	き1年		35	棧橋その他これに類するもの	き1年		35
漁業（養魚・養殖を含む。）用工作物			10	漁業（養魚・養殖を含む。）用工作物			10
その他の目的で占有する場合			25	その他の目的で占有する場合			25